

# インクルーシブ教育に必要な教員養成に関する研究 － 大学の授業における基礎プログラムの検討 －

鳥海 順子\*・廣瀬 信雄\*・小畑 文也\*・古屋 義博\*・渡邊 雅俊\*

## I. はじめに

### 1. 「障害者の権利に関する条約」とインクルーシブ教育

平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年に5月に発行された「障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）」の「第24条 教育」2項では、1項に示された障害者が教育を受ける権利を実現するために、インクルーシブ教育を前提とし、障害に対応した合理的配慮の導入を求めている（資料1）。なお、この仮訳文では“inclusive”を「包容する」と日本語に訳している（下線部分）。

資料1. 障害者の権利に関する条約より第24条2項（外務省（2007））

#### 第24条2項

- a 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- b 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
- c 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
- d 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
- e 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

日本政府も平成19年9月28日に署名しており、批准に向けて資料2のような動きがみられる。我が国におけるインクルーシブ教育に関する検討は、改正された障害者基本法の第16条や中央教育審議会の初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」での協議を経て、平成24年7月23日に中教審「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」にまとめられた。

---

\* 山梨大学教育人間科学部障害児教育講座（現・教育支援科学講座）

## 資料2. 「障害者の権利に関する条約」批准に向けての我が国の動き

平成21年12月 8日	障がい者制度改革推進本部設置決定（閣議決定）
平成21年12月15日	障がい者制度改革推進本部の下に障がい者制度改革推進会議開催を決定（障がい者制度改革推進本部決定）
平成22年 6月 7日	障がい者制度改革推進会議「第一次意見」をとりまとめる
平成22年 6月29日	「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定（各個別分野については関係府省に置いて検討する）
平成22年 7月12日	中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を設置
平成22年12月24日	特別委員会より論点整理発表
平成23年 8月 5日	障害者基本法の一部改正（共に教育を受けられるよう配慮）
平成24年 6月 8日	特別委員会より報告
平成24年 7月23日	中教審「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

## 2. 障害者基本法

資料3には改正前、資料4には改正後の障害者基本法を示した。改正された障害者基本法ではインクルーシブ教育という言葉は使われていないが、インクルーシブ教育の内容を示す「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう」という文章が加筆された。また、改正後には4項が新設された。

### 資料3. 障害者基本法改正前の教育に関する内容

（教育）

**第十四条** 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

**2** 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。

**3** 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

#### 資料4. 障害者基本法改正後の「教育」に関する内容

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

### 3. 中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

中央教育審議会の報告は、「1. 共生社会の形成に向けて」「2. 就学相談・就学先決定の在り方について」「3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備」「4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進」「5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等」から構成されている。例えば、「1. 共生社会の形成に向けて」では、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。」とし、現行の特別支援教育をさらに推進していくことがインクルーシブ教育システム構築に必要な不可欠としている。そのことが、「障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。」と述べられ、急激なインクルーシブ教育への移行は避け、「多様な学びの場」の有効性が強調されている。これは、「共生社会の形成に向けた今後の進め方」にあるように、「施策を短期（「障害者の権利に関する条約」批准まで）と中長期（同条約批准後の10年間程度）に整理した上で、段階的に実施」という姿勢とも一致している。しかし、これらの計画の内容は、就学相談・就学先決定や教職員の研修、環境整備、「合理的配慮」の充実の

ための取組にとどまり、今後特別支援教育を推進するために必要な通常教育の教育制度や教育課程などの見直しは含んでおらず、インクルーシブ教育実現までの道程が不明瞭と言わざるを得ない。これについては、同項③の「検討に当たっての現状の課題の整理」にあるように、「すべての子どもの対して同じ場での教育を行おうとすることは、同じ場で学ぶという意味では平等ではあるが、実際に学習活動に参加できていなければ、子どもには、健全な発達や適切な教育のための機会を平等に与えることにはならず、そのことが、将来、その子どもが社会参加することを難しくする可能性がある。」との見解に基づくものと考えられる。しかし、その後続く「財源負担も含めた国民的合意を図りながら、大きな枠組みを改善する中で、「共に育ち、共に学ぶ」体制を求めていくべきである」ことこそ、インクルーシブ教育への転換を図る中で早急に対応すべきことのひとつではないだろうか。

「4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進」では、多様な学びの場の環境整備と少人数学級実現のための教職員の確保や複数教員による指導など、指導方法の工夫改善が指摘されている。「校長のリーダーシップの下、校内支援体制を確立し、学校全体で対応することは言うまでもないが・・・(中略)・・・特別支援教育支援員の充実、さらには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家の活用を図ることにより、障害のある子どもへの支援を充実させることが必要である。」「域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）により、域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である。」と支援ネットワークの必要性を述べている。そして、特別支援学校は「教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中でコーディネーター機能を発揮し、・・・(中略)・・・インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。そのため、センター的機能の一層の充実を図るとともに、専門性の向上にも取り組む必要がある。」とあるように、特別支援学校のセンター的機能の充実が一層求められている。今年度（平成25年度）から開始され、山梨県教育委員会でも取り組んでいる文部科学省の「特別支援教育体制強化事業」はその布石として期待されることである。

「5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等」では、「インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。」とされ、さらに、小・中・高等学校の特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担当教員、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターについては、機能を充分果たすために、その専門性を高めるための方策について、今後検討していく必要があるとしている。さらには、校長など管理職の資質や指導主事の専門性の向上が重要とされている。以上から、教員養成では「現行制度下でも、特別支援教育についての科目の履修を推奨するとともに、将来的には、必要な単位数を決めて、必修とすることも考えられる。」ことが指摘されており、教員養成大学では今後、通常学校の教員、

特別支援学級や通級による指導の担当教員，特別支援教育コーディネーター，特別支援学校の特別支援教育コーディネーターなど，それぞれの役割の中でインクルーシブ教育を担える人材養成が急がれる。

#### 4. インクルーシブ教育を担う教員養成の段階について

前述のように，今後，我が国におけるインクルーシブ教育を実現していくためには，インクルーシブ教育を担える人材養成が不可欠であり，教員養成大学の役割が重要になる。既に，大学院や専攻科等で特別支援教育コーディネーターの養成を始めた大学もあるが，インクルーシブ教育の実現に向けては，特別支援教育コーディネーターの養成とともに，通常学校教員の実践力の向上，特別支援学校教員の地域支援力（センター的機能）の強化も必要である。以上から，第一に，すべての教員が障害の基礎知識や多様な児童生徒も含めた通常学級における具体的な教授法，複数教員による指導方法（TT（チームティーチング）など），関係機関と連携する方法などを習得し，実践できることが望まれる（鳥海，2012）。第二に，インクルーシブ教育の推進には，古屋（2008）が実践したようなきめ細やかな学びに基づく特別支援学校教員の地域支援の力量が不可欠と考えられる。

教員養成大学では今後，一般の教員養成課程における特別支援教育の基本的な力量形成の推進，特別支援学校教員の養成課程における地域支援（センター的機能）に必要な力量形成を充実させることが喫緊の課題である。本研究では，インクルーシブ教育を担う教員養成の段階を図1. のような4段階に区分した。各段階の内容は下記のとおりである。

- （第1段階）通常の学校の支援機能を高めるために，障害理解や支援の基礎を学ぶ**基礎プログラム**（すべての教員養成コース）
- （第2段階）授業のユニバーサルデザインや多様な児童生徒を含む学級経営の方法を学ぶ**初級プログラム**（特別支援教育特別専攻科「特別支援学校教諭一種免許状取得コース」）
- （第3段階）特別支援学校の地域支援（センター的機能）を充実させるために，教育相談を中心に学ぶ**中級プログラム**（教員養成大学の「特別支援学校教諭一種免許状取得コース」）
- （第4段階）支援先の校内支援や実践力を活性化させる巡回による支援法を学ぶ**上級プログラム**（特別支援教育特別専攻科「特別支援学校教諭専修免許状取得コース」および大学院）

本報告では，4段階のうち，すべての教員に必要とされる基礎プログラムの開発について，その内容と試行結果についてまとめる。今後，他のプログラムについても順次検討する予定である。

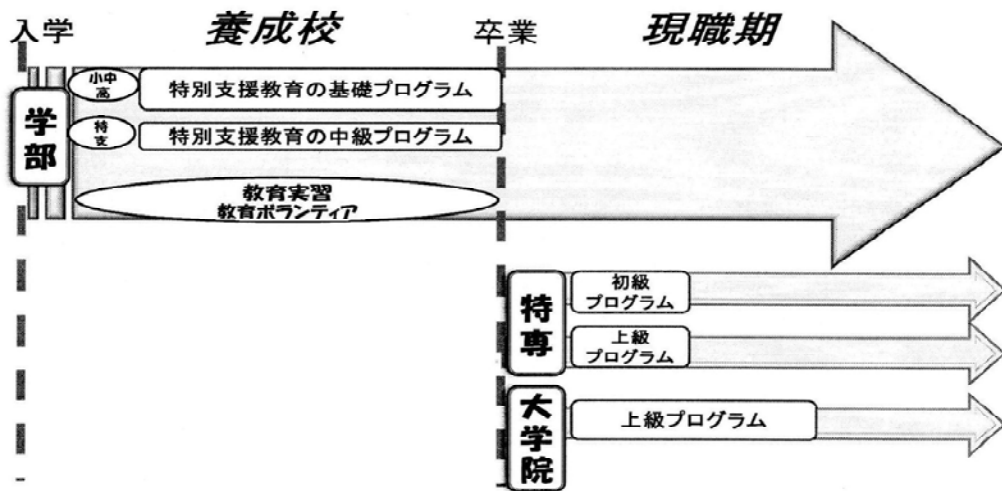


図1. インクルーシブ教育実現のために必要な養成段階

## II. 目的

本報告では、通常学校教員の支援機能を高めるために、教員養成段階における障害理解や支援の基本を学ぶ基礎プログラムの開発を行うことを目的とする。

## III. 研究方法

### 1. 研究対象

A教員養成大学で一般学生に開放されている「特別支援教育総論」という名称の授業を履修している大学生48名。

### 2. 研究手続き

特別支援教育の基礎的教材を用いた基礎プログラムを開発し、試行する。

#### (1) 基礎プログラムの到達目標

基礎プログラムは、すべての学生が、自分の障害観を見直し、再構築すること、特別支援教育の理念や障害理解および支援の仕方についての基本的な知識を習得することを目標とする。

## (2) 基礎プログラムの内容

- 1) 障害の概念，障害の理解，障害に応じた支援に関する基本的な知識を学べるよう作成した教材を試用する。
- 2) 授業内容の理解を助ける副教材として視聴覚教材を積極的に活用する。視聴覚教材の視点を事前に説明し，視聴後にグループワークやポートフォリオを課し，学習過程を分析する。

## IV. 結果

### 1. 受講学生の実態（事前調査の結果）

#### (1) 学年

学年構成は，1年生39名（81.3%），2年生3名（6.2%），3年生5名（10.4%），4年生1名（2.1%）であり，1年が最も多かった。

#### (2) 障害児（者）との接触経験

学生48名中43名（89.6%）が，小・中学校時代の特別支援学級に在籍する児童生徒と交流したり，ボランティア活動や教育実習を通して障害児（者）との接触経験をもっていた。

#### (3) 特別支援教育に対する関心及び知識

障害児教育への関心は高いが，実践への意欲は中程度，実行する自信は低かった。また，障害児教育に関係する知識は低く，特に障害児教育の歴史や支援の仕方においてその傾向が顕著であった。

### 2. 教材の開発と試用

#### (1) 基礎プログラムの教材と受講生の感想

共同研究者で検討を重ね，教材は以下のような「障害概念の理解」「障害種の理解」「教育的支援の理解」の3区分15項目で構成された。また，学ぶ側の視点に立ち，学生の疑問に答えるQ&A方式のスタイルを取り入れた。

「障害概念の理解」：障害の捉え方，障害教育（保育）の歴史的視点，障害児の発達とアセスメント

「障害種の理解」：視覚障害・聴覚障害，知的障害，肢体不自由，病虚弱，広汎性発達障害，注意欠陥／多動性障害，学習障害

「教育的支援の理解」：保育・療育機関などにおける障害児保育の展開，小・中・高等学校における特別支援教育の展開，特別支援学校にお

ける特別支援教育の展開，個別の教育支援計画などの作成と実施，クラスにおける障害児と保護者への支援

基礎教育プログラム用教材に関する受講学生からの評価は概ね良好であった。「将来教員になって困ったときに役立つ」「小学校で起こりうることであり，参考になった」「小学校教員になって発達障害への対応が参考にできると感じた」「Q&Aが参考になり，自分の疑問と同じで興味をもちやすく，わかりやすかった」などの意見が得られた。

## (2) 副教材（視聴覚教材）の活用と受講学生の感想

### 1) 特別支援学校に関する視聴覚教材

受講学生が授業初回到視聴したDVD（映画「学校Ⅱ」の抜粋）で，高等養護学校に入学したある生徒の行動を読み取る作業と全体的な感想を小レポートにまとめた。障害の捉え方が充分でないと，障害や子どもの激しい行動に目を奪われて，そのような行動で表現せざるを得ない子どもの気持ちを想像することが困難である。子どもの障害や見かけ上の行動にとらわれず，行動の背景にある主人公の心情に気づくこと，子どもの立場に立って考える大切さを学ぶことは，障害理解や適切な支援を行う際に必要である。また，ほとんどの学生が特別支援学校を訪問したことがなく，特別支援学校における特別の教育課程や個に応じた教科指導の実際に興味を示し，「個々の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援」を考える素材としての役割を果たしたようである。

### 2) 障害者の生き方に関する視聴覚教材

自分の障害観の見直しと再構築を促すために，視聴覚教材（歌手を目指す肢体不自由者の音楽大学での学生生活）の視聴前後に障害のイメージについてのポートフォリオを作成した。視聴前には，「普通の人と同じ様に生活できない」「うまくコミュニケーションがとれない」など，障害をマイナスイメージや一方的に支援される側としてとらえた受講学生がほとんどであったが，視聴後，グループで話し合いをした後に書かれた内容には，「私たちと変わらない普通の大学生」「私たちより自立した生活をおくっている」「何かしてあげなくてはと思うのは失礼だと思った」「人生を前向きに楽しんでいる」「障害の概念を考えなおさなければならない」などの記述がみられた。

## V. 考察

本報告では，A教員養成大学で一般の学生に公開されている授業「特別支援教育総論」（半期）において，基礎プログラムの試行と分析を行った。事前調査によれば，この授業を選択している学生の特別支援教育に対する学習意欲は高く，ほとんどの学生が中学校までに特別支援学級等との交流及び共同学習を体験し，大学以降では介護等体験実習や教育



ボランティアなどを通して、障害のある子どもとの接触経験を持っていた。以上の点で、今回の受講学生が基礎プログラムを学ぶ素地は十分にあり、特別支援教育の基礎的な教材の使用と授業の中での省察を丁寧に繰り返すことによって、特別支援教育の基本となる概念や知識を習得することが可能と考えられた。実際に、ポートフォリオから障害のとらえ方の変化が読み取れ、学生自らが障害の概念の見直しの必要性を記述していた。

今回は、基礎的な教材と補助教材を試用し、授業内における学生の学習過程を分析することにとどまった。今後、授業後の評価の検討とともに、学生が障害児との接触体験として挙げていた介護等体験実習や教育ボランティアも基礎プログラムの中に位置づけ、プログラムの一層の充実を図りたい。また、学校現場の教員がインクルーシブ教育を実践するために必要と考えている知識、力量についても把握し、基礎プログラムに生かしていく予定である。本学では、今回取り上げた「特別支援教育総論」を全学教育共通科目に位置づけているが、実際に履修する学生は多くない。しかし、履修した学生は前述のように意欲的である。将来的に、特別支援教育に関する科目を教職必修にすることについては、学生の問題意識が高まる学年に履修時期を設けたり、受講人数の調整を図ったりするなどの検討が必要であろう。

(本研究は平成25-28年度科学研究補助金基盤研究(C) 課題番号25381302によって行われた研究の一部であり、平成25年度第51回日本特殊教育学会で発表したものを加筆修正した。)

## 引用文献

- 1) 中央教育審議会(2012) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/\\_icsFiles/afieldfile/2012/07/24/1323733\\_8.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2012/07/24/1323733_8.pdf)). 2013. 8. 28. 取得.
- 2) 古屋義博(2008) 特別支援学校のいわゆる地域支援機能について. 山梨障害児教育学研究紀要, 2, 70-76.
- 3) 外務省(2007) 障害者の権利に関する条約和文テキスト(仮訳文) ([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei\\_32b.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_32b.html)). 2013. 8. 28取得.
- 4) 磯貝順子・廣瀬信雄・小畑文也・古屋義博・渡邊雅俊(2013) インクルーシブ教育に必要な教員養成に関する研究—大学の授業における基礎プログラムの検討—. 日本特殊教育学会第51回大会発表論文集, P1-I-12. (磯貝順子は鳥海順子の学会ネームである。)
- 5) 内閣府(2011) 障害者基本法の改正について(新旧対照表) (<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/kaisei2.html>). 2013. 8. 28取得.
- 6) 鳥海順子(2012) 教育と医療・福祉・労働等の「連携」に対する保護者のニーズ—発達障害に対するネットワーク支援—. 山梨障害児教育学研究紀要, 6, 55-64.